

第1章 計画の策定にあたって

第1 計画策定の背景

少子高齢化、核家族化の急速な進展と個人のライフスタイルや価値観等の多様化などにより、家族や地域における、ふれあいや助け合い、つながりが希薄化し、地域や家庭で支え合う力が弱っていることが懸念されています。

こうした中、平成12年、社会福祉法が全面改正され、地域福祉の推進が法的に明記されました。

本市では、平成19年3月に光市地域福祉計画、平成24年3月に光市社会福祉協議会との協働により「第2期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」を策定し、国の動向や地域の実情をふまえた取り組みを推進してきました。

今後も一人暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、孤独死や児童虐待、認知症高齢者や障害のある人の権利擁護問題など、福祉課題は複雑多様化の傾向にあり、既存の制度や公的サービスだけでは解決できない地域の課題に対し、地域住民や関係団体、事業者等が行政とも連携しながら解決する仕組みをつくることが重要になっています。

こうした様々な地域の福祉課題に対応するため、第2期計画の基本的な考え方を継承し、地域福祉を推進していくために新たな計画を策定するものです。

第2 計画の位置付け

1 地域福祉とは

国が設置した社会保障審議会福祉部会では、「福祉」とは、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢に関わらず、安心してその人らしい生活が送れるよう支援することとされ、また、「地域福祉」とは、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしい生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉とされています。

地域福祉を推進するためには、医療、介護など社会保障制度に基づく公的なサービスの充実を前提に、地域住民や民間事業所を含む地域の社会福祉関係者が、お互いに支え合い、助け合いながら、誰もがそれぞれの個性を活かし、地域の一員として生活を送ることができるよう、「自助」や「互助」の役割を果たすことが重要となります。

2 地域福祉計画とは

地域福祉を推進するため、人と人とのつながりを基本として、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるための福祉コミュニティの形成を目指し、自助・互助・共助・公助の役割分担の下、住民同士の助け合いや地域による支え合いの仕組みづくりを推進し、福祉課題の解決に向け、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方向性を示すため、社会福祉法第107条の規定に基づき市が策定する計画です。

なお、本計画策定にあたり、「自助・互助・共助・公助」については、下記のとおり定義します。

自助	自分でできることを自分でする、自らの健康管理（セルフケア）など
互助	インフォーマルな相互扶助（ボランティア活動、住民組織の活動など）
共助	社会保険のような制度化された相互扶助（介護保険制度及びサービスなど）
公助	公費を財源とした公的な福祉サービス（生活保護など）

参考) 平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書

※社会福祉法第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 地域福祉活動計画とは

地域における様々な福祉課題の解決に向け、住民や関係団体等と連携・協力しながら地域での福祉活動を進めていくために、地域福祉計画との整合を図り、社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進役となる民間の活動（行動）計画です。

※社会福祉協議会とは

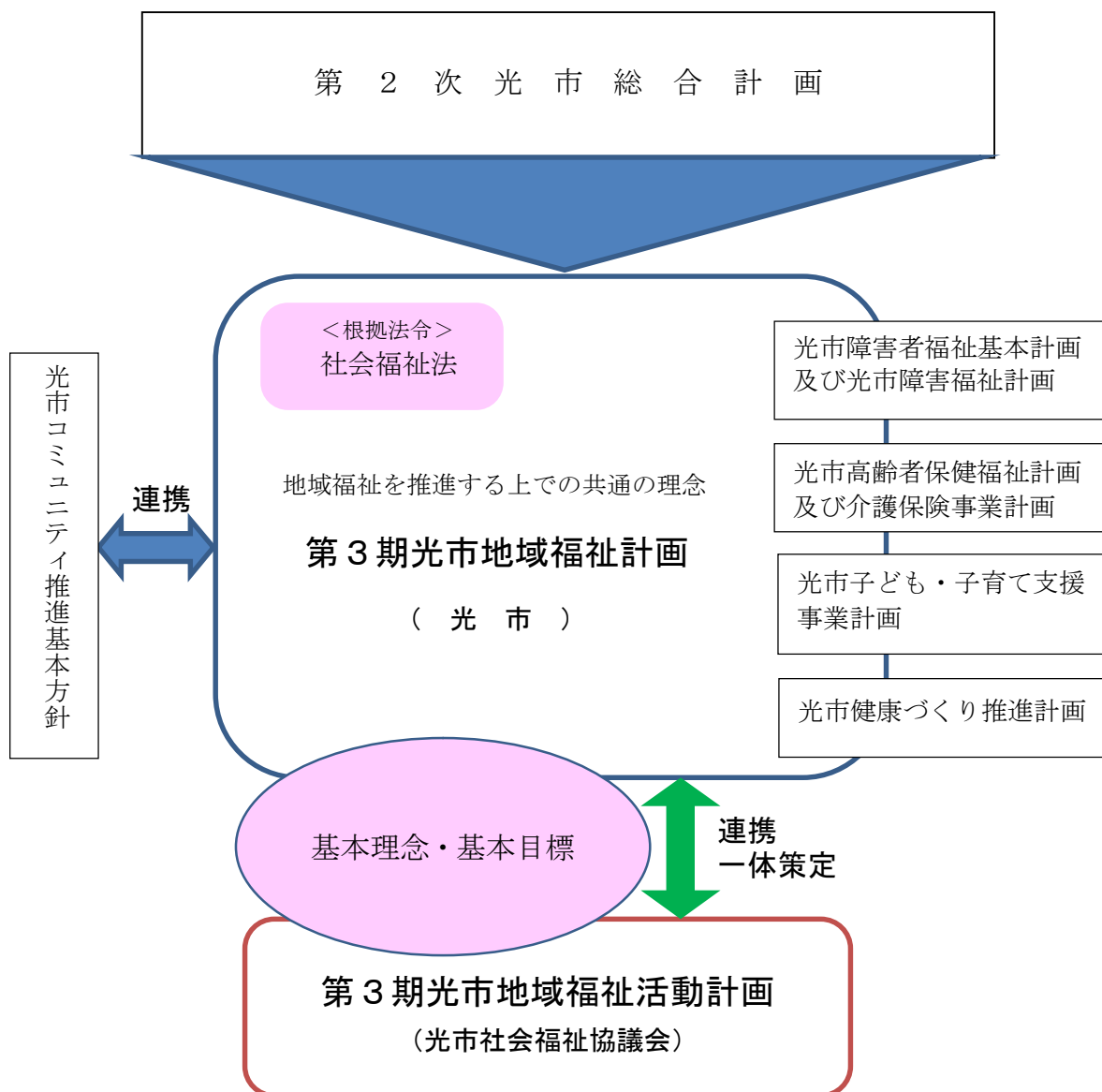
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるため、地域住民やボランティア、福祉・医療等の関係機関と協力しながら、地域の特性を踏まえ、創意工夫をこらした独自の活動に取り組む民間組織です。

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

市が策定する地域福祉の推進のための理念や方向性を示す「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定し、それを実行する住民活動の在り方を示す「地域福祉活動計画」は、いずれも地域福祉の推進を目的とした計画であり、一体的に策定・推進することで、共通の基本理念及び目標のもと、行政と社会福祉協議会の役割がより明確化され、連携を図るとともに、両計画を基礎として地域福祉を推進する支援体制づくりを効果的に進めます。

5 関係計画との整合性

本計画は、市の最上位計画である「第2次光市総合計画」を上位計画として、障害のある人、高齢者、子ども、健康等福祉保健分野における各個別計画及び地域づくりの指針として策定された「光市コミュニティ推進基本方針」との整合を図りながら、地域福祉を総合的に推進するための計画とします。



第3 計画の視点

第3期の「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、本市の特徴を踏まえ、次の視点をもって策定します。

1 3つの都市宣言

本市の特徴である「おっぱい都市宣言」、「安全安心都市宣言」、「自然敬愛都市宣言」の理念に沿って地域福祉を推進します。

(1) おっぱい都市宣言

すべての人が心豊かに育つまちづくり

(2) 安全安心都市宣言

支え合い助け合い思いやりの精神に満ちた社会

(3) 自然敬愛都市宣言

美しく すばらしい自然を次世代へ

自然と人が共生できる社会の実現と地域環境力の向上

2 地域における「互助」の取組みの推進

行政や公的機関による公費を財源とした公的な福祉サービスである「公助」や社会保険のような制度化された「共助」の充実を前提に、自分でできることを自分でする「自助」をはじめ、家族や知人、身近な人による自発的でインフォーマルな助け合い・支え合い、地域住民が行う地域活動（自治会活動等）や団体が協働で行う地域活動、ボランティア活動など地域の助け合い・支え合いである「互助」の取組みを推進し、地域福祉の充実を図ります。

第4 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて内容の見直しを行います。

<各計画の期間>

年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
光市総合計画	→	→	→	→	→	→	■	■	■	■	■	→
光市地域福祉計画	→	→	→	→	→	→	■	■	■	■	■	→
光市地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	→	→	→	→	→	→	■	■	■	■	■	→
光市障害者福祉基本計画 及び光市障害福祉計画	→	→	■	■	■	■	■	■	■	■	■	→
光市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	→	→	■	■	■	■	■	■	■	■	■	→
光市子ども・子育て支援 事業計画	→	→	→	→	→	■	■	■	■	■	■	→
光市健康づくり推進計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	■
光市コミュニティ推進基 本方針	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※点線は予定

第5 計画の策定体制

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、市と地域福祉の推進役である市社会福祉協議会と連携し、市民の代表等で構成した計画策定市民懇話会や市民アンケート等により、市民等の意見を反映して策定しました。

1 計画策定市民懇話会

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定するにあたり、地域福祉に関わる様々な分野からの意見を計画に反映するため、「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定市民懇話会」を設置しました。

計画策定市民懇話会は、学識経験者、地区コミュニティ関係者、連合自治会関係者、ボランティア関係者、地域活動関係者及び公募委員の22名で構成しています。

2 市民アンケート

地域福祉に関する市民の意識と実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、平成28年3月に市民アンケートを実施しました。

調査対象 : 18歳以上の光市民2,000人

抽出方法 : 無作為抽出法（年齢、性別、地区のバランスを考慮）

調査方法 : 郵送によるアンケートの配布・回収

回答者 : 867人

回答率 : 43.4%

3 パブリックコメント

市民からの意見・提言を収集し、計画策定に反映するため、平成28年12月にパブリックコメントを実施しました。